兒嶋　和美　小島　昭喜
児玉　清澄　小林　孝雄
小林　秀雄　小林　正男
小林　正幸　小林　芳夫
小松　文雄　小松田　昭
後藤彦四郎　後藤田壽雄
齊藤　幸男　坂井　昭保
榊原　昭二　坂谷　透
迫口　忠昭　佐々木昭信
佐藤　文雄　佐藤　理八
沢田　政義　三田　昭夫
澁谷　博之　島谷　健作
清水　卓　首藤　一介
白井　肇　杉浦　伸也
杉山昭一郎　村主　一水
鈴木　昭博　鈴木　功
鈴木　徳治　鈴木　康弘
須藤　隆　砂土居政司
情野　鐵也　関口　昇
孫工彌壽雄　高井　哲也
高瀬　昭　高田　眞一
高橋　重雄　高橋　大吉
高橋　義治　高森　正男
武井　武彦　武市　強
竹内　重一　竹田　英夫
竹林　謙次　竹林　久
田中喜久男　田中　文一
谷脇　勇　玉井　昭男
田村　俊男　田盛　隆勝
中後　康三　中馬　聰
筒井　弘　堤　尚雄
寺川　幸男　外川　圭一
冨田　四郎　富山　俊男
友野　重衛　外山　繁治
土橋　幸雄　内藤　定雄
中川　昌二　中島賢一郎
中島　昭　中島　清昭
中島　弘　中津　正夫
中原　理雄　中村　彰
長石　公男　長岡　普
長縄　錠吉　長見　順通
成川　光男　西村昭次郎
二宮　通夫　丹羽由喜生
野島　義光　野村　昭二
橋本　一雄　橋本　義夫
羽田野昭久　林　久雄
小嶋　良三　小林　武彦
小林　正彦　小松　計一
後藤　恒衛　齋藤正四郎
坂井　實　佐川　信秋
佐藤　智覚　佐原　信孝
宍戸　皓　島田　嘉郎
庄司　功　杉本　實
洲澤　博巳　鈴木　静夫
鈴木　幸雄　角田　久夫
相馬　昭夫　高倉　知顯
高田　充也　高橋　貢
瀧本　一郎　竹内　作也
竹田　弘子　館　信夫
棚橋　孝平　田村　務
千葉　義美　中馬　純男
鶴田　良長　外口　正芳
友岡　公人　百々　寛
中川　健一　中嶋　實
中島昭二郎　中西　靖
永井　澄　長崎　武正
成田　和夫　西村　政晴
庭野　茂樹　橋本　和夫
長谷川友造　原　重光
原田　實　板東　義雄
平田喜美雄　平野　良太
深澤　重雄　深田　充
福田　昌夫　福村　四良
藤倉　文子　藤田　嘉平
藤原　敦　布施　昇
古川　桂吾　古田　雅博
堀田　保雄　本田　康郎
本間　敏郎　本間　久夫
増井　義昭　増澤喜美夫
町田健次郎　松浦　馨
松島　勝壽　松永　則暢
松本　利夫　松本　道夫
丸岡　貢　丸岡　貞彦
水上　中　溝口　和則
光畑　清　美藤　敏幸
宮坂　英一　宮園　昇
三好　富男　村田　信之
村山　保　望月　昭
本橋　喜光　森口　株治
矢田部　章　山内　昭一
山口　俊雄　山口　學
山崎　博　山田　稔
山本　勝　雪下　仁
吉村　正　吉村　康雄
若生　時男　和田　四郎
東　太一郎　笛木力三郎
福岡　加壽　藤　良造
藤野　高昭　船津　吉夫
細谷　定一　本間　昭
牧　彌一　増田　昭
松崎　進　松村　美昭
松己岩見治　三木　實治
三田　行雄　峰崎　昭美
宮本　成男　村野　道彦
望月　久次　薬師神健治郎
山口　貞雄　山口　稔
山本　秀雄　吉田　金吉
代永冨士男　渡邊　金利

瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　昭治　上島　和夫
川島　素子　工藤　昭造
東郷　清友　中島　留之
中村　忠雄　永島　大造
二村　園雄　宮本　俊彦
山本　吉夫　大川畑靜雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月一日）
菅生　正一　中谷　利一
西原　良計　本橋　一郎

皇室事項

信任状捧呈式

十月十九日午前十時十五分、宮中において、新任本邦駐在ルワンダ国特命全権大使ヴェネティア・セブダンディの信任状捧呈式を行われた。

十月十九日午前十時四十五分、宮中において、新任本邦駐在グアテマラ国特命全権大使アンヘラ・マリア・デ・ロウルデス・チャベス・ビヒティの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の2第2項第1号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第60条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月21日

総務大臣　山本　早苗

1　訓練の実施期日及び時間　平成28年1月19日（火）から同月21日（木）までの3日間、午前9時から午後4時まで

2　訓練の実施場所　〒185－8795　東京都国分寺市泉町2－11－16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

(1)　受付期間　平成27年10月29日（木）から同年11月27日（金）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成27年11月27日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2)　来庁時の受付時間　午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060－8795 北海道札幌市北区北8条西2－1－1　札幌第1合同庁舎
東北総合通信局	〒980－8795 宮城県仙台市青葉区本町3－3－2 同庁舎
関東総合通信局	〒102－8795 東京都千代田区九段南1－2－1　九段第3合同庁舎
信越総合通信局	〒380－8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
北陸総合通信局	〒920－8795 石川県金沢市広坂2－2－60　金沢広坂合同庁舎6F
東海総合通信局	〒461－8795 愛知県名古屋市東区白壁1－15－1　名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局	〒540－8795 大阪府大阪市中央区大手前1－5－44　大阪合同庁舎第1号館4F
中国総合通信局	〒730－8795 広島県広島市中区東白島町19－36
四国総合通信局	〒790－8795 愛媛県松山市宮田町8－5　日本郵政グループ松山ビル6F
九州総合通信局	〒860－8795 熊本県熊本市西区春日2－10－1　熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900－8795 沖縄県那覇市旭町1－9　カフーナ旭橋B－1街区5F

5　その他

(1)　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

(2)　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

(3)　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

(4)　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。